

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)
様式

作成日 令和7年9月30日

最終更新日 令和7年9月30日

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和7年9月30日
国立大学法人名		国立大学法人広島大学
法人の長の氏名		越 智 光 夫
問い合わせ先	更新あり	財務・総務室総務・広報部総務グループ (Tel:082-424-6018, E-mail:soumu@office.hiroshima-u.ac.jp)
URL		https://www.hiroshima-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	経営協議会での確認については、役員懇談会での確認を経て、令和7年7月、学外委員に意見照会を行った。全ての原則、補充原則ともに実施していることが確認され、特に指摘はなかった。 その後、第106回経営協議会(令和7年9月10日開催)において、適合状況等について審議を行い、承認した。
監事による確認	更新あり	本学は本年度のガバナンス・コードへの適合状況を判断するにあたり、社会に対する説明責任の観点から、関係規則、HP等で公表されているものを根拠としている。また、ガバナンス・コードは法人運営の基本原則となる規範として策定されており職員も共通認識を持つ必要があることから、各担当理事室において広く検討がなされ見直しが行われている。 監事は全原則が実施できていること、またガバナンス体制の高度化に向けた本年度の対応内容を確認した。具体的には、本年度の改善事項(「広島大学教育倫理綱領」の策定・公表、学術・社会連携室にリスクマネジメント部門を設置し、研究インテグリティの確保に関する情報共有等の連携を強化等)について、また記載内容の変更点及び今後の取組み方針等について確認した。その内容については役員及び副学長等で構成する役員懇談会において説明され、情報共有を図るとともに十分な意見交換を行った。また、第106回経営協議会においては、事前に説明がなされた上で意見交換が行われ、その内容が確認された。最終的に本報告書となり、教育研究評議会で報告され、役員会の議を経て公表することとなった。 監事は本件に係る全ての審議に出席し、経営協議会等の審議状況や出された意見への対応状況が適切であることを確認している。また、より充実したガバナンス体制の構築に向け、引き続き取組みを行うことになったことを確認している。
その他の方法による確認	更新あり	令和7年9月16日開催の第240回教育研究評議会で報告を行った。 令和7年9月30日開催の第412回役員会で審議を行い承認した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則 2－2－1～原則 2－2－3（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		なし。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1－1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		平成29年4月に、長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」を策定した。本プランは、人間、社会、文化、食料、環境、自然の持続性に関連する全ての既存の学問領域を包含し、平和の構築に限りなくチャレンジし、働きかける新しい平和科学の理念「持続可能な発展を導く科学」の創生を目指した活動を展開することで、「100年後にも世界で光り輝く広島大学」であるための今後10年間のプランと、その責務を果たすことを以下の構成で表明している。 ・広島大学のミッション(使命と役割) - 新しい平和科学の理念＝「持続可能な発展を導く科学」を確立し、多様性をはぐむ自由で平和な国際社会の実現 ・広島大学の全体コンセプト 「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界的な教育研究拠点の構築 ・広島大学の目標 「持続可能な発展を導く科学」を実践する知の拠点としての総合研究大学 ・広島大学の3つのビジョン - 研究:「持続可能な発展を導く科学」を支える基礎研究と先端研究の高度化 - 教育:変動する世界を俯瞰し、国際的にチャレンジする人財の輩出 - 社会貢献:地域と国際社会が協同して発展する社会連携の強化 ・広島大学のアクション - 高度なIR機能に基づいて変革を進める大学 - 質の高い教員・研究者を養成する大学 - 教育と研究を高度化する連合大学 - 平和科学の新機軸を構築する大学 ・未来に向かう広島大学の自画像 - 世界中から好奇心にあふれる若者や学び直しの社会人が集う、世界トップレベルの教育・研究環境を提供するキャンパス - 生涯で何でも学んでみたい「持続可能な発展を導く科学」をリードしつづける知の世界的拠点 - 全ての構成員が、平和で安定した輝かしい未来社会の創造に向けて、自主的に学び、誇りと希望に満ちて挑むチャレンジングな大学 なお、策定に当たっては、学内外の関係者の意見を聴くため、教育研究評議会、経営協議会、役員会で承認を経て策定を行った。 また、第4期中期目標期間において本学が進むべき方向性について、ステークホルダーを含む社会に対して明確に示すものとして、「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿～『平和を希求する大学』として100年後にも世界で光り輝くために～」を策定し、表明している。 ・理念と基本方針 広島大学は、人類史上初めての原子爆弾が投下された被爆地広島に1949年に創設された国立の総合研究大学として、平和を希求する精神、新たな知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下、世界から期待される役割をたゆまず省察しつつ、自由で平和な国際社会を実現し、人類の幸福に貢献することを使命とする。 新しい平和科学の理念である「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界トップクラスの教育研究拠点を構築し、地域社会と国際社会を繋ぐ知的拠点として、海外大学の誘致やTown(地域住民や地方自治体)とGown(大学)が協働する「Town & Gown構想」の展開により地方共創の主役を担い、多様性を育む自由で平和な国際社会の実現に貢献する「平和を希求しチャレンジする国際的教養人」を育成する。 また、変動し続ける社会において、100年後にも世界で光り輝き続ける大学であるために、教育・研究・社会貢献・医療・マネジメントのすべてで自主的・自律的な機能強化及び未来への投資を図る。研究者の自由な発想に基づく基礎研究を推進するとともに、地域から地球規模に至る社会課題の解決、とりわけSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、カーボンニュートラルやSociety5.0等の実現に資する取組を強化し、恒久平和と一人ひとりの多様な幸せ(well-being)を実現するための新たな知と価値を常に自己創成する。 それを実現するための道筋として、文部科学大臣が定める6年間の中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を策定し、公表している。 さらに、新しい平和科学の理念として「持続可能な発展を導く科学」を実践する世界トップクラスの教育研究拠点を構築を通じた「第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿」の実現に向けて、「President 5 Initiatives for Peace Sciences—新しい平和科学(安全・安心を実現する「創る平和」)—」において重点的に取り組む5つの事項を策定し、公表している。 □長期ビジョン「SPLENDOR PLAN 2017」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/SPLENDOR_PLAN_2017 □第4期中期目標期間における広島大学のあるべき姿～『平和を希求する大学』として100年後にも世界で光り輝くために～ https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/HU_4th_Term_Goals □中期目標・中期計画・年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/fourth_term □President 5 Initiatives for Peace Sciences —新しい平和科学(安全・安心を実現する「創る平和」)— https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/philosophy/Ochi_Initiative

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略を達成するための道筋である中期目標・中期計画について、組織目標推進シート(年度計画の進捗状況を管理するシート)を活用して、進捗状況の確認と検証を行い、令和4年度実績分からは、評価委員会による本学独自の年度評価を実施し、評価結果を公表している(第3期中期目標期間までは、「毎年度の業務の実績に関する報告書」を作成し、本学公式ウェブサイトで公表。併せて、第三者による検証結果として、文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果も公表)。その結果を基に次年度以降の「年度計画」に反映させ、公表している。 ☐ 本学独自の年度評価の結果 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/annual_evaluation ☐ 「業務の実績に関する報告書」及び「国立大学法人評価委員会による評価結果」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/univ_evaluation ☐ 年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/fourth_term
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法に基づき、経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制について、以下のとおり規定するとともに、本学公式ウェブサイトにおいて公表している。 学長について、広島大学学則第20条第1項において、「学長は、本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する」と規定するとともに、広島大学役員規則第2条において、「学長は、校務をつかさどり、職員を統督するとともに本学を代表し、本学の最終意思決定者として、その業務を総理する」と規定している。 理事について、広島大学学則第20条第3項において、「理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」、広島大学役員規則第5条において、「それぞれ主として次に掲げる職務分担その他学長が特に命ずる事項について学長を補佐し、その業務を掌理する」と権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体的な職務内容を規定している。 副学長について、広島大学学則第22条において、「教育、研究その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当する」、広島大学副学長に関する規則で権限と責任を規定するとともに、「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において具体的な職務内容を規定している。 この他にも学長参与は、本学の運営又は経営に関し調査等を行い学長に意見具申するとともに、本学の教育研究における特定の分野について必要な助言及び指導を行うこと、学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特命補佐は、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特任補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することをそれぞれ広島大学学長参与規則、広島大学学長補佐規則、広島大学副理事規則において規定している。 さらに、「広島大学学則」において、重要事項を審議する役員会(第24条)、経営に関する重要事項を審議する経営協議会(第25条)及び教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会(第26条)を設置することを規定するとともに、「広島大学役員会規則」、「広島大学経営協議会規則」及び「広島大学教育研究評議会規則」において審議事項等を規定している。 ☐ 広島大学学則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000001.htm ☐ 広島大学役員規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000124.htm ☐ 広島大学の理事及び副学長の職務内容について https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000704.htm ☐ 広島大学副学長に関する規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000129.htm ☐ 広島大学学長参与規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110001181.htm ☐ 広島大学学長補佐規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000131.htm ☐ 広島大学副理事規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000132.htm ☐ 広島大学役員会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000002.htm ☐ 広島大学経営協議会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000003.htm ☐ 広島大学教育研究評議会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000004.htm

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	人事方針として、以下のとおり定め公表している。 ・性別や国籍、年齢や障がいの有無等にかかわらず、国内外から優秀で多様な人材を確保するため、本学の教育・研究力の向上と多様な人材の確保の観点から、教員は学術院の各専門領域別に作成した「第4期中期目標期間の教員配置計画」に基づいた人事申請を学術院会議及び人事委員会で審議し、若手・女性・外国人等教員の計画的な雇用を含む人員配置を決定する。職員は、長期的な観点から「第4期中期目標期間の職員採用計画」により、令和5年度以降の職員の採用を年齢構成に極端な偏りが起こらないよう、各年度の退職者数等によらず、第4期中期目標期間の退職者数等の平均をもって各年度の採用者数を平準化する。また、障がいや有する教職員が働きやすい環境を構築するとともに、計画的な雇用を行う。 ・優秀かつ多様なバックグラウンドを持つ人材を確保するため、年俸制、テニュアトラック制度及びクロスアポイントメント制度について、継続的に見直しつつ効果的に活用する。 ・65歳までの定年延長を含めた高齢者雇用制度、妊娠・出産・子育て・介護に係る環境を整備（男性の育児休業促進・休日勤務における育児支援・介護制度利用促進等）するなど、教職員のクオリティオブライフを高めるため、継続的に人事に関する制度を見直し、教職員が制度を活用しやすい環境を整備する。 以上に加え、以下のことを定めている。 ・教員人事については、学長のリーダーシップによる教員人事の全学一元管理のもと、分野の特性を考慮した「第4期中期目標期間中の教員配置計画」により戦略的・計画的な人事を行っている。なお、教員人件費ポイント使用状況及び教員の現員・促進区分達成状況を毎月の役員会で報告し、継続的なモニタリングを実施している。 ・令和5年度には、第4期中期目標期間にとらわれない長期的な方針となるよう、「第4期中期目標期間以降の人件費管理及び人員配置の基本方針」の見直しを行い、若手・女性・外国人等教員の計画的な雇用に向けた中長期的な目標値を設定した。 ・教員の適切な年齢構成の実現の観点から、優秀な若手人材の確保・育成に努めるため、平成31年度から開始している「育成助教」の雇用を継続するとともに、育成助教の前段階である博士課程後期修了直後やポストドク時期の若手研究者を対象とした「選抜助教」の雇用を令和5年度から新設した。博士課程修了者が、選抜助教、育成助教、テニュアトラック助教を経てテニュア准教授に至る、本学でのアカデミアキャリアパスを可視化した。 ・令和6年2月から、研究者としてのキャリアを形成していくためのさまざまなサポートについて整理し、研究者育成に関する広島大学の取組を包括した「SPARK！Plan」を公表し、学内外に広報を行った。 ・女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第2期：令和4～7年度）を策定し、「女性教員の割合を21％及び女性管理職の割合を21％程度にする」ことを目標として掲げている。 ・職員人事については、本学における事業を安定的かつ継続的に推進していくため、人件費を確保し、事業の運営を担う一般職員、URA及び技術職員を確保することとした。 □第4期中期目標・中期計画・年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/fourth_term □役員会議事要録 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/executive_board/2021 □SPARK！Plan https://www.hiroshima-u.ac.jp/spark_plan □女性活躍推進法に基づく広島大学の行動計画（第2期） https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/jokatsukoudou □次世代育成支援対策推進法に基づく広島大学の行動計画（第6期） https://www.hiroshima-u.ac.jp/gender/kurumin □両立支援のための制度一覧（休暇、労働時間、休業編） https://www.hiroshima-u.ac.jp/jinji_seido/joukin/joukin-fukumu-roudoujikan/ryoritsu-sien
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		文部科学大臣が定める第4期中期目標の達成に向け、予算、収支計画、資金計画などの中期的な財務計画を策定し、第4期中期計画の中で公表するとともに、同計画に「自己収入・外部資金収入額（附属病院収入除く）を、令和2年度実績（国や地方公共団体の補正予算及び予備費による新型コロナウイルス感染症に係る外部資金受入実績、施設整備に用途が限定された大型寄附金の受入実績を除く）から、10％増加させる」旨を掲げ、全学的に自己収入・外部資金の増加に取り組んでいる。 □第4期中期目標・中期計画・年度計画 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/business_info/fourth_term

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1－3⑥(4)及び補充原則4－1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)	更新あり	国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条に基づき作成している財務諸表並びに事業報告書、決算報告書及び監査報告について、文部科学大臣承認後本学公式ウェブサイトにおいて公開している。財務諸表における附属明細書及び事業報告書においては、学部・研究科別の業務損益や教育研究等の成果・実績等について開示しており、コストの見える化を推進している。 また、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表するものとして令和4年度から、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している(平成17年度から令和3年度までは『広島大学財務報告書』を作成・公表)。 令和4年10月から、広島大学ファクトブックの公開を行っており、令和5年3月、令和5年10月、令和6年3月、令和6年10月に公開項目を追加している。 □財務諸表(附属明細書)及び事業報告書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info/financial_affairs/financial_info □広島大学統合報告書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/ir_fb/ir □広島大学財務報告書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info/financial_affairs □広島大学ファクトブック https://sites.google.com/view/hiroshima-u-factbook 大学公式ウェブサイトにおいて学校教育法施行規則に基づく教育状況の公表の義務化に沿って、卒業生・修了者数等の教育成果の公表を行っている。さらに、学生の声に基づく授業改善、教育の質保証及び学生支援(サービス)の改善と充実に資するためのアンケートを実施の上、その結果を公表するとともに教育や学生サービスの改善に繋げている。 □「卒業生・修了者数」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/degree_conferment □「就職・進学者及び就職状況」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/data □「学生による授業改善アンケート」・「学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/self_evaluation □「学生生活実態調査」 https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/life-investigate.html □「卒業(修了)生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/4 □「就職先等からの意見聴取」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/self_evaluation 本学公式ウェブサイトにおいて「研究」のカテゴリを設け、研究者情報の検索サイト「研究者総覧」、学術成果物の公開サイト「学術情報リポジトリ」により、研究成果を広く公表している。 □広島大学研究者総覧 https://seeds.office.hiroshima-u.ac.jp/search/index.html?lang=ja □広島大学学術情報リポジトリ https://hiroshima.repo.nii.ac.jp
補充原則1－4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針	更新あり	第344回役員会(令和3年7月28日開催)において、法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針として「国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について」を策定し、これを公表している。 (方針内容) (教員) 学内の多様な役職を経験させるとともに、法人経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることにより、法人経営を担う人材を育成する。例えば、次代の法人経営を担う教員を、早い段階から副理事及び学長特任補佐等に登用し、学長又は理事が出席する会議に参画する機会を与えると同時に、大学運営に関する重要事項の企画立案等に携わらせ、法人経営の一端を経験させることを通じた能力の開発を行う。リーダーシップやマネジメントに関する国内外の研修を通じて、法人経営を担うために必要な能力の開発や向上を図る。 (職員) 職員のキャリアパスを通じ、多様な業務を経験させることにより、業務知識・スキルの向上を図り、法人経営に貢献する人材を育成する。例えば、複数の業務分野や他機関での幅広い経験や研修等を通じてマネジメント能力の醸成を図るほか、職位及び年齢に関係なく、意欲及び能力の高い者を管理職等に積極的に登用する。 なお、同方針において、「採用後、原則6年間で育成期間と位置づけ、その間3つの業務分野を異動することにより、幅広く経験を積ませる。その育成期間中の全ての職員に、文部科学省、日本学術振興会、科学技術振興機構、東広島市等の関係機関において、国や研究機関、地方自治体の政策に直接関わる業務を経験させることにより、早期に法人経営に必要な能力の開発や向上を図る。」ことを規定していることから、第4期中期目標期間中において毎年度10人前後の派遣を実施する研修計画を策定した。 また、本学における事業を安定的かつ継続的に推進していくため、人件費を確保し、事業の運営を担う一般職員、URA及び技術職員を確保することとした。 □国立大学法人広島大学における法人経営人材の育成方針について https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/officer

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	理事は、学長を補佐して本学の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。副学長は、教育、研究、その他必要な分野に関して学長を補佐するため、又は命を受けて校務を担当するとしている。 理事、副学長の職務分担は「広島大学の理事及び副学長の職務内容について」において定めている。 また、学長参与は、本学の運営又は経営に関し調査等を行い学長に意見を具申するとともに、本学の教育研究における特定の分野について必要な助言及び指導を行うこと、学長補佐は、学長が権限を行使する業務のうち、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特命補佐は、学長が指示する特定の業務について調査及び検討等を行うこと、学長特任補佐は、学長の諮問に応じ、資料収集及び調査を行い、意見を具申すること、副理事は、理事の業務の一部を分担し、理事を補佐することを各規則で定め、公表している。 ☐ 広島大学学則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000001.htm ☐ 広島大学役員規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000124.htm ☐ 広島大学副学長に関する規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000129.htm ☐ 広島大学学長参与規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110001181.htm ☐ 広島大学学長補佐規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000131.htm ☐ 広島大学副理事規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000132.htm ☐ 広島大学の理事及び副学長の職務内容について https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000704.htm
補充原則2-2-1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		
原則2-3-1 役員会の議事録	更新あり	広島大学学則第20条第2項において、学長は、次の重要事項について意思決定するときは、第24条に定める役員会の議を経なければならないと定めており、役員会は、毎月定例開催するとともに、必要に応じて適宜開催（令和5年度は18回、令和6年度は18回）、迅速な意思決定を的確に行っている。 ①中期目標についての意見(国立大学法人法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)及び年度計画に関する事項 ②法人法により文部科学大臣の認可又は承認(同法第13条の2第1項及び第17条第7項の承認を除く。)を受けなければならない事項 ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 ④研究科、専攻その他本学の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 ⑤学則その他本学の管理運営上重要な諸規則の制定又は改廃に関する事項 ⑥その他役員会が定める重要事項 また、重要事項については、学長を議長とし理事、副学長、学長参与を構成員とした役員懇談会において十分に検討を行った上で、教育研究評議会においては部局長、経営協議会において学外委員と審議を行い、役員会に付議することとしている。 なお、役員会の議事要録については、本学公式ウェブサイト上にて公表している。 ☐ 広島大学学則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000001.htm ☐ 役員会議事要録等 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/executive_board

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況		産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材を、以下の観点で、理事(2名)、経営協議会学外委員(10名)として登用し、その経験と知見を法人経営に活用することで、経営層の厚みを確保している。 (学外理事) 多様な人材の活用によって大学の経営力を強化するとともに、客観的・複眼的な外部からの意見を反映する観点 □役員 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/officer/president (経営協議会学外委員) 「民間的発想」のマネジメント手法を導入し、全学的視点から資源を最大限活用した経営に関する意見を反映する観点 □経営協議会委員 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/administrative_council
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	【選考方針の明確化】 広島大学経営協議会規則第2条第1項において経営協議会の組織を規定しており、第3号で「役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定するとともに、学外委員の選考方針を定め、公表している。 【運営方法の工夫】 経営協議会の議題については、中期目標・中期計画関係、当初予算・決算関係、組織整備及び給与等の規則の改正等、その時々々の経営課題に応じて適切な議題を設定し、会議当日に活発な議論を行うことができるように、学外委員に対しては事前に個別説明の機会を設けるなど、経営協議会の議論が活性化するように運営上の工夫を行っている。また、多くの学外委員が出席可能となるよう、会議日程を予め年間を通じて設定するとともにオンライン及び対面のハイブリット式にて開催している。さらに、本学の運営や大学改革の推進等について、高い知見と多様な経験をもつ経営協議会学外委員から様々な意見や提案を頂き本学の機能強化に活かすため、経営協議会当日に経営協議会とは別に意見交換会を設定し、様々な意見をいただき、大学運営に反映させる仕組みを整備するとともに、経営協議会及び意見交換会において指摘のあった事項は年度単位でとりまとめ、本学の対応状況とともに本学公式ウェブサイトにて公表している。 (テーマ:例) 「今後の広島大学におけるキャリア支援の方向性について」、「研究力強化を持続するための収入多角化について」等 また、部局組織評価(各部局の自己点検・評価)において、経営協議会学外委員に参画いただき、教員との面談、学生・教職員との各年度のテーマに応じた意見交換を通じて、助言及び課題改善のための指摘を行っていただいている。 □広島大学経営協議会規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000003.htm 【経営協議会HP】(経営協議会の外部委員の選考方針、学外委員からの指摘事項への対応状況 等) https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/administrative_council
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		広島大学長選考規則第5条第1項において、「学長候補者の資格」を「人格が高潔で、学識が優れ、大学における教育・研究・社会貢献活動を当該学長候補者が示すビジョンに沿って適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者」と規定するとともに、学長選考・監察会議は、学長の選考に際し、あらかじめ、同項の規定に基づく「望ましい学長像」を提示している。また、広島大学長選考規則第2条において学長候補者の選考機関は学長選考・監察会議と定め、その選考に当たっては、第11条において「学長選考・監察会議は、選考資料及び個別面接の結果を参考に総合的に判断し、学長候補者を決定する」と規定しており、自らの権限と責任のもと行う選考方法をとっている。さらに、広島大学長選考規則第12条第2項により、学長選考・監察会議は、「学長候補者の氏名、選考理由及び選考経過を学長又はその代理者に報告するとともに、公表すること」としており、次期学長候補者決定後、直ちに記者会見を行うとともに、選考結果、選考過程及び選考理由を選考基準とともに、本学公式ウェブサイトで公表している。 □広島大学長選考規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000125.htm □望ましい学長像 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/president_selection_meeting □広島大学長候補者の決定について https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/president_selection_meeting https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/74314

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		広島大学長の任期及び再任の可否について令和4年1月27日から「学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き12年を超えて在任することはできない」と定め、本学公式ウェブサイトで公表しており、学長選考・監察会議における議論を踏まえ、安定的にリーダーシップを発揮することができる期間を設定している。また、その理由については、「学長の任期について(令和3年12月7日広島大学学長選考会議)」を本学公式ウェブサイトで公表している。 □広島大学役員規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000124.htm □学長の任期について https://www.hiroshima-u.ac.jp/news/68921
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		広島大学学長選考規則第14条に解任申出の理由、第15条に解任申出の審議及び決定の手続を規定し、公表している。 第14条 学長選考・監察会議は、学長が次の各号のいずれかに該当する場合は、文部科学大臣に学長の解任を申し出るものとする。 (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反があるとき。 (3) 職務の執行が適当でないため、本法人の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該業務を行わせることが適当でないとき。 (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。 第15条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかにより、学長の解任について理由を付して請求があった場合は、速やかに審議するものとする。 (1) 経営協議会委員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 (2) 教育研究評議会評議員の3分の2以上の連署による請求があったとき。 2 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、前条各号のいずれかに該当するおそれがあると認める場合には、審議を行うものとする。 3 学長選考・監察会議は、前2項の審議に当たり、学長から意見陳述の要請があった場合には、速やかにその機会を設けなければならない。 4 前項に定めるもののほか、学長選考・監察会議は、第1項の審議を行うに当たっては、経営協議会から学長解任の請求があった場合には教育研究評議会に対して、教育研究評議会から学長解任の請求があった場合には経営協議会に対して、それぞれ意見を求め、第2項の審議を行うに当たっては、経営協議会及び教育研究評議会の意見を求めなければならない。 5 学長選考・監察会議は、文部科学大臣に対する学長解任の申出を決定した場合は、その旨を学長に通知するとともに、職員に周知するものとする。 □広島大学学長選考規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000125.htm
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ第1「学長選考会議は、広島大学学長選考会議規則(平成16年6月29日規則第150号)第3条第3号に規定する学長の業績評価について、当該学長の任期満了の日のおおむね1年前に実施する」に基づき、直近では、令和3年度に実施し、その結果を本学公式ウェブサイトにて公表している。 なお、広島大学長の業績評価の実施に関する申合せ第1は、「学長選考・監察会議は、広島大学学長選考・監察会議規則(平成16年6月29日規則第150号)第3条第3号に規定する学長の業績評価について、当該学長の任期満了となる日の属する年度の前年度に実施する」に改正(令和4年4月1日施行)している。 □業績評価結果 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/president_selection_meeting
原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由		経営協議会においては、「経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員について(令和5年3月16日第92回経営協議会承認)」の方針に沿って選考を行い、経営協議会学外委員の多様な分野における知見・経験、ジェンダーバランス及び学長選考・監察会議での議論の継続性等を踏まえ審議した結果、経営協議会学外委員から4名を選出している。 教育研究評議会においては、教育研究評議会評議員(学長及び理事を除く。)を分野やキャンパス等に偏りが生じないよう4つのグループに分け、各グループから1名を投票により選出している。 □学長選考・監察会議委員名簿 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/mainmeeting/president_selection_meeting
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	令和3年1月28日開催の学長選考会議において、最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討した結果、広島大学では、現状の体制が最も経営力を発揮できることから、大学総括理事を置いていない。また、令和3年6月22日開催の学長選考会議及び令和7年8月21日開催の学長選考・監察会議で、大学総括理事を置かないことを確認した。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則4及び原則4－2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		国立大学法人広島大学業務方法書第2条において、内部統制システムの整備と継続的な見直し、内部統制システムに関する事務を統括する役員及び職員その他内部統制システムの整備を推進するための体制の決定、モニタリングを行うために必要な規則の整備等について規定し、広島大学内部統制規則を定めている。 広島大学内部統制規則において、「学長は、本学の内部統制の整備及び運用に関し、内部統制担当役員を統括し、その最終責任を負う」と規定し、また、各理事を内部統制担当役員とし、所掌する業務における内部統制の整備及び運用を推進するため、それぞれに内部統制推進部門を置き業務組織をもって充てている。内部統制推進部門に、各業務組織の長等を内部統制推進責任者として置き、業務における内部統制の整備及び運用状況を、定期的に内部統制担当役員に報告する体制を整備している。 また、モニタリングに関して、日常的なモニタリングは、各業務における役職員の自己点検・評価により行い、独立的評価としては、監事による監査、監査室による内部監査により行い、継続的に見直しを図っている。なお、これらの内部統制の推進については、役員会にて総括することとしており、運営体制については、内部統制の体制図も含め本学公式ウェブサイトで公表している。 □国立大学法人広島大学業務方法書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/system/files/184066/gyoumuhouhou040325.pdf □広島大学内部統制規則 https://education.joureikun.jp/hiroshima_univ/act/frame/frame110000740.htm □広島大学における内部統制図 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/other_public_info/internal_control 【研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する取組】 「広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則」及びその関係規定において、構成員が従うべき行動規範を定め、研究活動の不正行為等の防止に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/compliance/prevent_misconduct 【研究費等の不正使用防止等に関する取組について】 文部科学省が策定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「研究費等不正使用防止計画」を策定し、不正使用防止計画の実施、進捗管理を行い、研究費等の不正使用防止等に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/compliance/prevent_unauthorized_use 【公益通報者保護に関する取り組み】 公益通報に係る窓口を、「広島大学における公益通報の取扱いに関する規則」に基づき総務・広報部総務G及び学外法律事務所に設置し、公益通報に関し必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/compliance/whistleblowing_consultation_desk 【情報セキュリティに関する取り組み】 情報セキュリティの維持及び向上のため、情報セキュリティに関する総合的な権限及び責任を有する最高情報セキュリティ責任者(CISO)等を設置し、情報セキュリティの維持及び向上に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/initiatives/jyoho_ka 【個人情報保護に関する取り組み】 「広島大学個人情報の取扱いに関する規則」に基づき、理事(財務・総務担当)の下、適切な管理体制により、個人情報の管理等に必要な措置を講じている。 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/information_disclosure/privacy_policy
原則4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	本学公式ウェブサイトのトップページに閲覧者が目的の情報に容易にアクセスできるように「大学案内」、「入試情報」、「教育・学生生活・就職」、「研究」、「社会・産学連携」、「留学・国際交流」、「学部・大学院等」、「研究所・施設等」のサイトを設け、関連する情報を分かりやすく集約して発信している。 また、法人経営等について、定期的に「学長メッセージ」及び「定例記者会見」で、発信を行っている。 さらに、透明性をより確保するため、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報についても分かりやすく公表するものとして、令和4年度から、本学の特色や強み・ビジョン・取組などの非財務情報と財務情報を有機的に組み合わせた統合報告書を発行している。(平成17年度から令和3年度までは『広島大学財務報告書』を作成・公表) 令和4年10月からは、広島大学ファクトブックの公開も行っており、令和5年3月、令和5年10月、令和6年3月、令和6年10月に公開項目を追加している。 □広島大学ウェブサイト https://www.hiroshima-u.ac.jp/ □広島大学統合報告書 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/ir_fb/ir □広島大学ファクトブック https://sites.google.com/view/hiroshima-u-factbook

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	本学公式ウェブサイトにおいて、以下のとおり対象に応じたサイトを設け、公表している。 【学生、保護者、卒業生】 保護者に関する内容を「保護者の方」に、卒業生に関する内容を「卒業生の方」に集約し公表している。また、学生のキャンパスライフを学内外に発信するポータルサイト「もみじTop」において、広大生に関するニュース、イベント・サークル情報や、「学び」「学生生活」「進路・就職」「留学生」に関するサポート情報を、誰でも閲覧可能な状態で掲載している。 保護者に対しては、平成30年度から「広島大学地域懇談会」を開催しており、本懇談会は、毎年、一部地域を変え、3か所から6か所の地域を訪問し、本学の取組を説明するとともに、参加者である保護者との意見交換を行っている。さらに、令和3年度から「保護者向け広島大学オンライン懇談会」を開催し、オンラインを活用した保護者との意見交換を行っている。なお、「広島大学地域懇談会」について、令和6年度から対象を高校生・受験生及びその保護者にも拡げ、入試に関する説明会等を併せて実施している。 また、今後の教育・研究の改善に活かすため、卒業（修了）後5年経過した卒業（修了）生を対象に実施しているアンケートにおいて、「卒業（修了）生から後輩に伝えたいこと」という問いを設け、その結果を本学公式ウェブサイトにおいて、誰でも閲覧可能な状態で公開している。 ☐「学生」 https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml ☐「保護者の方」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/family ☐「卒業生の方」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/alumni ☐「広島大学地域懇談会」「保護者向け広島大学オンライン懇談会」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/chiikikondankai ☐「卒業（修了）生から後輩に伝えたいこと」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/4 【寄附者】 寄附金使途・寄附金活用状況、支援を受けた学生の声、寄附者の顕彰情報等を広島大学基金ウェブサイトに掲載し、大学への支援の理解を求めるとともに、寄附者へは活用状況について説明を行っている。なお、寄附者への謝意を込めて、広報誌において寄附者情報（希望者のみ）を公表している。さらに、令和2年度以降は、基金の活用状況を寄附者へ丁寧説明するため、広島大学基金報告書を作成し、全ての寄附者へ配布している。 ☐寄附者情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/kifu ☐寄附の使途、奨学金等受給学生の声 ・広島大学基金ウェブサイト(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou) ・広島大学基金の状況（広島大学基金活動報告書）(https://www.hiroshima-u.ac.jp/yakudou/katsudouhoukoku) ・寄附者情報を公開している広島大学広報誌「HU-plus」(https://www.hiroshima-u.ac.jp/koho_press/kohoshi/hu_plus) 【産業界、地域社会】 「社会・産学連携」のカテゴリを設け、産学連携、地域連携等の情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいように公開している。 ☐産学連携、地域連携等の情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/iagcc 【留学生、国内外の教育機関等】 留学生獲得や海外展開の拡大・拡充に繋げるため、本学公式ウェブサイト「留学・国際交流」のコンテンツを設け、国際交流に関する情報として、留学制度の案内、国際的ネットワーク（国際交流協定校一覧、海外拠点一覧）、国際協力・国際貢献、本学の国際戦略、数字で見る国際交流等を日本語、英語、中国語で掲載し、国内外の教育機関や留学希望者などが、必要な情報に容易にアクセスしやすいよう公開している。 ☐留学・国際交流 https://www.hiroshima-u.ac.jp/international 【法律等により公表を求められている事項】 国立大学法人法等の定めにより公表する情報、学校教育法施行規則の定めにより公表する情報の公開については、本学公式ウェブサイトコンテンツを設けて情報をまとめて掲載し、必要な情報にアクセスしやすいように公開している。 ☐公表情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info 【その他のステークホルダー】 本学が取り組んでいる教育研究活動等の状況を広く学内外に積極的かつ的確に伝達することで社会への責任を果たすために、平成21年12月から「学長定例記者会見」を継続的に毎月1回程度開催し、学長自らが発信している。 ☐学長定例記者会見 https://www.hiroshima-u.ac.jp/koho_press/teirei

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	【学生が大学で身に付けることができる能力】 各教育プログラムごとにカリキュラムポリシー、ディプロマポリシー及び到達目標を定め、各教育プログラムの詳述書や大学案内「広島大学で何が学べるか」等に記載し、それらを誰でも閲覧可能な状態で本学公式ウェブサイトにて公開している。また、学位授与状況や卒業及び修了予定者が対象の教育の満足度や身に付いた能力等について問うアンケートの結果を誰でも閲覧可能な状態で本学公式ウェブサイトにて公表している。 学生は、学生向け情報ポータルサイト「Myもみじ」により、自分の学習到達状況をレーダーチャート表示により視覚的に確認することができる。 ☐「大学・学部等」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/schools ☐大学案内「広島大学で何が学べるか」・学部パンフレット等 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyushi/yoko_doga/pamphlet ☐「学位授与方針」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/nyugaku/policy/dp ☐「学位授与状況」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/about/degree_conferment 【学生の満足度】 各種アンケートにおいて、本学学生の教育や学生サービスの満足度等の現状を把握し、本学公式ウェブサイト等において公表している。アンケート結果については、教育や学生サービスの改善に繋げている。 ☐「学生による授業改善アンケート」・「学士課程教育卒業時・大学院課程教育修了時アンケート調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/HU_self_evaluation/self_evaluation ☐「学生生活実態調査」 https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/life/life-investigate.html ☐「卒業（修了）生の意見を本学の教育・研究の改善に繋げるための調査」 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/4 【学生の進路状況】 学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表の義務化に沿って、本学公式ウェブサイトにて公表している。 ☐学生の進路状況の公表 https://www.hiroshima-u.ac.jp/gcdc/data
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/about/public_info/public_info1 ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/guide/guide11 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.hiroshima-u.ac.jp/hosp/guide/guide08